

2019年1月7日

お客様各位

**サトー** 株式会社  
代表取締役社長 佐藤晋二

## RoHS2 規制 10 物質に対する取り組みのご案内

謹啓 貴社ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。  
また、平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社は従来から一貫して電気部品を製造販売し、お客様のご要望にあった商品を提供させていただいてまいりました。

その一環として、2019年7月から新たに RoHS 指令の規制対象となりますフタル酸類 4 物質が追加されました RoHS2 規制 10 物質につきましても以下のような取り組みを行って対応してまいりますので、今後とも弊社商品をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

－ 記 －

### 取組状況

RoHS 指令(Directive 2011/65/EU)及びその追補指令(Directive (EU)2015/863)で定める 10 物質と閾値に対応し、サトーパーツにおいて生産している商品について、管理された材料を使用し、生産工程にて混入等の無いように管理し工場より出荷しております。

なお、2018年12月中旬の弊社出荷分より RoHS2 規制 10 物質に対応している商品であることが区別できるよう商品の包装へ「RoHS2 10」と表示しております。

環境負荷物資報告書及び欧州 RoHS 指令報告書につきましても 2019年1月より RoHS2 規制 10 物質に対応した内容となっております。

### 判定基準

化学物質名	閾値
カドミウム (Cd)	100ppm
鉛 (Pb)	1000ppm
水銀 (Hg)	1000ppm
六価クロム (Cr6+)	1000ppm
ポリブロモビフェニル (PBB)	1000ppm
ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	1000ppm
フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP)	1000ppm
フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm
フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm
フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm

※適用除外項目は除きます。

以上